

内閣参質一八九第二四五号

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業者の株式公開に関する質問に対する答弁書

一について

ぱちんこ屋の健全化やその業務の適正化については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に基づき行われているところである。ぱちんこ屋の営業者の個別の株式上場が、お尋ねの「パチンコ営業全体の業務の適正化」及び「当該営業の健全化」の観点から、どのような効果を有するかについては、一概にお答えすることは困難である。

二について

証券取引所への株式の上場については、各証券取引所において、有価証券上場規程等に基づき、当該株式を発行する個別企業ごとに審査が行われるものと認識している。

